

### 取引プロセスにて留意すべき行為 中小企業庁「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」より

取引プロセス	No.	下請法に違反するおそれのある親事業者による行為 (例)	該当するおそれのある禁止行為
見積り/発注	1	下請代金の額を据え置いたまま、一方的に取引内容を変更する	買いたたき
	2	一方的に指値発注を行う (目標価格を押し付ける)	買いたたき
	3	下請代金の額を一律・一定率で一方的に削減する	買いたたき
	4	大量発注の場合の単価を少量発注にも一方的に適用する	買いたたき
	5	材料費、加工費、人件費などのコスト増加を全く無視して一方的に下請代金の額を定める	買いたたき
追加/変更/取消	6	発注済だが納品前なので、新たに定めた安い単価に変更させる	下請代金の減額
	7	仕様追加があったにもかかわらず、発注価格を見直さない	不当な給付内容の変更及びやり直し
納品受入	8	配送場所・回数を変更して費用が増加したが、その対価を支払わない	不当な給付内容の変更及びやり直し
	9	担当者が受領したにもかかわらず、締切日までに納品計上しない	下請代金の支払遅延
	10	納期通りに届けられた品物を、担当者が不在なため持ち帰らせる	受領拒否
11	欠品防止のため、社内に一定量の在庫を常に維持できるように納品させ、毎月使用した分のみ支払対象として処理する	下請代金の支払遅延	
	12	検査基準を恣意的に変更し、従来問題とされなかったものを「不良品」として無償でやり直しをさせる	不当な給付内容の変更及びやり直し
検査	13	仕様を明確にせずに発注し、想像したイメージと違っていたので検査で不合格としてやり直しをさせる	不当な給付内容の変更及びやり直し
	14	月末納品締め翌々月支払の支払条件を指定し、結果として受領日から60日以内に支払わない	下請代金の支払遅延
支払	15	請求書が届かないことを理由に支払処理をせず、受領日から60日以内に支払わない	下請代金の支払遅延
	16	有償支給原材料代を、当該原材料を使用した納品物の支払いよりも早く支払わせている	有償支給原材料などの対価の早期決済
	17	下請事業者の希望により、手形支払を一時的に現金支払とした際に、自社の短期調達金利相当額を超えた額を差し引く	下請代金の減額
在庫保管	18	量産終了でいつ使うかわからない金型を保管料を支払わないで長期間保管させる	不当な経済上の利益の提供要請
その他 (取引先からの 依頼事項)	19	売れ残り品を消化するため、強制して購入させる	購入・利用強制
	20	予想外に取引金額が大きくなったので、バックマージンを振り込ませる	下請代金の減額
	21	社内のイベントがあるので、無償で景品を提供させる	不当な経済上の利益の提供要請
	22	金型代を支払っているのに、組立図面を無償で提供させる	不当な経済上の利益の提供要請
	23	新規出店で人手が足りないため、無償で要員を派遣させる	不当な経済上の利益の提供要請

# 価格転嫁できている？

「価格交渉ハンドブック」より⑤

## 取引の義務と禁止行為

### 下請法が会社を守る

材料や副資材の高騰にともないメーカー・商社問わず、ユーザーに対して製品価格へ転嫁していくことが大きな課題となっている。前号では中小企業庁が公開している「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」(以下・同ハンドブック)を参考に、取り決めたルールや交渉経緯を書面に残す手法を確認してきた。これまで確認してきた手法は下請法(正式名・下請代金支払遅延等防止法)に基づくものだ。最終回の本稿では同法で定められている義務や禁止行為を確認していく。

### 独禁法を補完する法律

下請法は、独占禁止法を補完する法律であり、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるための法律だ。独占禁止法の優越的地位の濫用が優越的地位を様々な要素から総合的に判断するのに対し、下請法は、下請取引の発注者(親事業者)を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱うことで、より迅速かつ効果的に規制している。具体的には、

①書面の交付義務  
②書類作成・保存義務  
③下請代金の支払期日  
④遅延利息の支払義務  
⑤買いたたきの禁止

### 禁止行為に抵触していないか

親事業者が守るべきルールとして、次の4つの義務、および、11の禁止行為を規定している。4つの義務とは次の通り。  
①書面の交付義務  
②書類作成・保存義務  
③下請代金の支払期日  
④遅延利息の支払義務  
⑤買いたたきの禁止

成し、2年間保存する義務。③下請代金の支払期日を定める義務。④遅延利息の支払義務。⑤買いたたきの禁止。下請事業者に責任が無いのに、発注時

内で、かつ、できる限り短い期間に支払期日を事前に定める義務。④遅延利息の支払義務。⑤買いたたきの禁止。下請事業者に責任が無いのに、発注時

に決定した下請代金を発注後に減額すること。④返品の禁止。下請事業者に責任が無いのに、発注した物品などを受領後に返品すること。⑤買いたたきの禁止。発注する物品・役務などに通常支払

の支払期日より早く、原材料などの対価を支払わせること。⑨割引困難な手形の交付の禁止。下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形

利息を支払う義務。11の禁止行為は次の通り。  
①受領拒否の禁止  
②下請代金の支払遅延の禁止  
③有償支給原材料などの対価の早期決済の禁止  
④不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止  
⑤不当な経済上の利益の提供要請の禁止  
⑥物の購入の強制  
⑦親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること  
⑧不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止  
⑨下請事業者に責任を負担することなく、給付内容の変更ややり直しをさせること

われる対価に比べ、著しく低い下請代金を不当に定めること。⑥物の購入強制・役務の利用強制の禁止。下請事業者に発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由が無いのに、親事業者が指定する物(製品、原材料など)、役務(保険、リースなど)を強制して購入、利用させること。⑦報復措置の禁止。親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な扱いをするなど。⑧有償支給原材料などの対価の早期決済の禁止。親事業者が有償支給する原材料などで、下請事業者が物品の製造などを行っている場合、その原材料などが用いられた物品の下請代金

(長期の手形(繊維業は90日超、その他は120日超)など)を交付すること。⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止。親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。⑪不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止。下請事業者に責任を負担することなく、給付内容の変更ややり直しをさせること。

これら禁止行為に該当する具体的な事例は表「取引プロセスにて留意すべき行為」を参照してほしい。

なお、下請法では、例えば、仮に親事業者と下請事業者の間で下請代金の減額などについてあらかじめ合意があったとしても、下請事業者の責任

がないのに減額に該当する行為を行っている場合には違反になる。また、下請法の適用を受けない取引であっても、独占禁

止法においては、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与え、さらには禁止されている。さらに下請取引に関する法律として、親事業者による取引停止の事前予告や下請代金の支払方法の改善などを下請取引の一般的な基準として定めた下請中小企業振興法などがある。同法に基づく振興基準の遵守について、関係団体を通じて親事業者に要請することにも、できる限り現金での支払いを要請している。

下請事業者と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国では大企業を含む各業界団体や有識者の協力により「下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下・下請ガイドライン)を策定している。下請ガイドラインには、望ましい取引事例(ベストプラクティス)や、下請法などで問題となり得る取引事例などがわかりやすく、具体的に記載され

ている。2021年12月末時点で19業種向けが策定されており、ねじ・ばね業界の企業が参考にするべきものには「素材材産業取引ガイドライン(素材材産業における適正取引等の推進のためのガイドライン)」がある。このほか素材材産業8業界団体が策定した「素材材産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」も確認してほしい。これらは中小企業庁ウェブサイトで公開されている。